

## 「福祉サービス第三者評価事業 受審・公表マーク募集」 実施要領

### 1 趣旨

福祉サービスの第三者評価事業は、福祉サービスの質の向上に寄与する仕組みの一環として、各都道府県に推進組織が設置され普及が図られているところではありますが、第三者評価事業の受審件数は、各都道府県によって差が生じており、一般への認知度も高くない状況にあります。

このため、一般への認知度を高め、施設・事業所の第三者評価受審をさらに促すため、受審結果を公表した施設・事業所が利用することのできる「受審・公表マーク(仮称)」のデザインを募集します。

### 2 実施主体

厚生労働省、社会福祉法人全国社会福祉協議会

### 3 応募資格

特に制限はありません。どなたでも応募できます。

### 4 応募方法

作品（上下を明記）及び作品の解説、氏名（ふりがな）、年齢、職業、住所及び電話番号を応募用紙にご記入の上、以下の宛先までお送りください。

#### (1) 電子メールの場合

電子メールアドレス [h-daisansya@mhlw.go.jp](mailto:h-daisansya@mhlw.go.jp)

- ・メールのタイトルは「第三者評価 受審・公表マーク募集」としてください。
- ・電子データは、1作品につき1ファイルとし、ファイル形式はjpg または gif 形式としてください。画像サイズは2MB（メガバイト）以内とします。

#### (2) 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省社会・援護局 福祉基盤課 施設係 宛

- ・A4サイズ白色用紙を縦に使用し、作品は10cm×10cmの枠内に描いてください。
- ・1作品につき1枚プリントアウトしてください。

## 5 応募上の留意点

- ・応募作品数の制限はありません。
- ・ご自身で作成した未発表の作品に限ります。
- ・応募作品は返却いたしませんのであらかじめご了承ください。
- ・マークの作成及び応募に係る費用は応募者の負担とします。
- ・他の作品の模倣と認められる場合には、選定後であっても決定を取り消します。また、類似と認められる作品も決定を取り消す場合があります。

## 6 著作権等

- ・選定された作品の著作権等一切の権利は厚生労働省、社会福祉法人全国社会福祉協議会に帰属するものとします。
- ・応募作品については印刷等の際に若干の修正をすることがあります。
- ・作品に、文字等を加えることもあります。

## 7 応募期間

平成 24 年 8 月 31 日（火） 必着。郵送の場合は、当日消印有効とします。

## 8 選定方法

福祉サービス第三者評価事業に関する評価基準等委員会により、1 作品を選定します。

## 9 発表

平成 24 年 9 月下旬以降に受賞者に連絡の上、記念品を贈呈します。  
また、厚生労働省、社会福祉法人全国社会福祉協議会のホームページ等で発表する予定です。

## 10 受審・公表マーク（仮称）の活用方法

第三者評価を受審し公表した施設・事業所に対して、マークが発行されることとする予定です。

なお、マークは事業所のホームページや名刺等に掲示することができるものとします。

<照会先>

厚生労働省社会・援護局

福祉基盤課施設係 丸谷、川口

電話：03-5253-1111（内線 2868）

福祉サービス第三者評価事業 受審・公表マーク

応 募 用 紙

フリガナ 名 前	(男・女)		
住 所	(〒 - )		
年 齢	歳	職 業	
電話番号			
勤務先 (学校名・学年)			

〔提出先〕

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 施設係

電子メールアドレス [h-daisansya@mhlw.go.jp](mailto:h-daisansya@mhlw.go.jp)

〔応募方法〕

応募用紙に必要事項を記入し、作品と一緒に提出してください。